

# 生分解性マルチの 新規導入の取組を支援します

## 生分解性マルチ導入支援事業【県単独事業】

### 生分解性マルチとは

○作物の収穫後に残さと一緒に畑の土の中にすき込むことで、  
土壌中の微生物の働きにより分解されてなくなるマルチ。

### 【メリット】

作物収穫後のマルチのはぎ取りや  
回収作業が不要となるため、

①廃プラスチック処理が不要で、  
廃棄コストの削減が可能  
⇒プラスチックの排出抑制に  
貢献

②農作業の省力化が可能

【生分解性マルチ】

【既存マルチ】



たまねぎ収穫後の生分解性マルチと  
既存マルチを比較した様子

※生分解性マルチは分解している

### 事業の概要

- ①農業者の組織する団体等、または②生分解性マルチの取組でみどり認定を取得した農業者が、生分解性マルチを「新規導入」しようとする際に、生分解性マルチの購入経費について1／3以内で補助します。  
↓交付決定は年度ごとに行います
- 生分解性マルチを新たに導入する年度とその翌年度の取組について、補助を要望することが可能です。（1年目で試しの導入をし、2年目で本格的な導入をしようとする場合）
- 一部の品目で生分解性マルチを導入済みの団体等や農業者においても、別の品目で生分解性マルチを新たに導入しようとする際には補助を要望することが可能です。 ⇒（裏面）

# 生分解性マルチ導入支援事業【県単独事業】

事業実施主体 生分解性マルチを新たに導入する次の団体等

- ① 農業者の組織する団体
  - ② 農業協同組合、農業協同組合連合会
  - ③ 市町村が構成員に含まれる協議会
  - ④ 生分解性マルチの取組でみどり認定を取得した農業者
  - ⑤ その他知事が認める団体
- ↑ 個人・法人が申請可能

## 運用上の規定

事業着手：生分解性マルチの購入のための見積書を取得した日

事業完了：生分解性マルチの全面積の展張を完了した日

## 補助内容

○補助対象経費 新規導入する生分解性マルチの購入経費

※ 新たに生分解性マルチを導入する取組が対象です。

※ 最長で2年間の取組を対象とすることが可能です。

ただし、採択の可否は年度ごとに決定します。

※ 購入経費の補助を受ける生分解性マルチは、生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限ります。

○補助率及び補助上限額

	団体	個人・法人
補助率	<u>1 / 3 以内</u>	<u>1 / 3 以内</u>
補助上限額	10,000円 / 10a以内 かつ、100万円以内	10,000円 / 10a以内 かつ、30万円以内

## 事業開始までのスケジュール（県直接採択）

要望調査の開始時期から、事業着手が可能な交付決定前着手届の提出までの期間は概ね約1か月半を見込んでいます。

◇ 本事業に係る問合せは、環境農業推進課（TEL：043-223-2773）までお願いします。

千葉県農林水産部環境農業推進課（令和8年3月作成）